

## 「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対するコメント

公認会計士  
佐々木秀和

この度、「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対するコメントの機会を頂きましたことに感謝致します。  
当コメントが貴委員会における議論の一助となることを期待しております。

論点の項目	コメント
<b>第1部 現行の国際的な基準との差異に関する論点</b>	
【論点1】包括利益の表示	
(1) 包括利益を財務諸表に表示することに賛成ですか。	国際財務報告基準や米国会計基準により作成された財務諸表との比較可能性が高まるため、また、包括利益が業績を示す重要な指標であるとの考え方もあり得るため、包括利益を表示することに賛成する。但し、包括利益の表示が、経営成績よりも財政状態を重視することを意味するとの誤解が生じないように注意喚起して頂きたい。
(2) 包括利益を表示するとした場合、どの計算書に表示することが適切と考えますか。	<p>2 計算書方式とすることにより明瞭性が損なわれるため、1 計算書方式による包括利益計算書において包括利益を表示すべきである。純資産の部を見ることにより株主資本や株主持分を把握できるのと同様、分離損益計算書がなくても利用者は当期純利益やその他の業績指標を適切に把握すると考えられる。</p> <p>【詳細】</p> <p>経営成績を示す財務諸表が2つに分離されることにより明瞭性が損なわれるため、単一の包括利益計算書により当期純利益を含む包括利益を表示することが適切であると考え、業績指標として包括利益合計よりも当期純利益の方が重要であり、最終項目を当期純利益とする分離損益計算書を提示することが有用であるとの考え方も一定程度理解できる。しかし、例えば貸借対照表において、純資産よりも株主資本や株主持分(利用者により定義は異なるが、一般的には株主資本に評価・換算差額等の一部または全部の項目を加えたものとして把握される。)の方が重要であるとの考え方があるところ、現行基準における資本等の表示方法として純資産の部を設けていることが、財政状態に係る理解を妨げているとは必ずしも言えない。</p> <p>また、仮に、分離損益計算書は包括利益計算書の直前に開示しなければならないのであれば、外観として1 計算書方式と著しく異なることにはならず、むしろ2つの計算書に分断されることにより不明瞭な表示となるデメリットの方が大きいと考える。</p>
【論点2】非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示	
(3) 損益計算書上で、非継続事業に関連する損益を区分表示することに賛成ですか。	継続事業に係る将来予測に有用であるため、非継続事業に係る財務情報を区分表示することに賛成する。但し、通常、事業は財政状態と経営成績によりその実態が表現されるため、経営成績だけでなく財政状態等も区分表示すべきである。また、その定義や取扱は財務諸表の表示に関する会計基準とは別に定めるべきである。

論点の項目	コメント
	<p>【詳細】</p> <p>継続事業と非継続事業が区分表示されることにより、継続事業に係る将来の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー等に関する予測可能性が高まるため、非継続事業に係る財務情報は区分して表示すべきであると考えます。</p> <p>但し、区分表示すべき財務情報は損益だけに限定するべきではない。通常、「事業」については少なくとも財政状態及び経営成績の両方が開示されることにより、事業としての実態を把握することができるようにと考えられる。従って、継続事業(及び非継続事業)の実態把握を可能とするためには、非継続事業に係る財政状態及び経営成績をそれぞれ貸借対照表及び包括利益計算書において区分表示する必要がある。さらに、非継続事業に係るキャッシュ・フローについても、キャッシュ・フロー計算書において区分表示した方が望ましいと考えられるため、この点についても検討が必要である。</p> <p>また、財務諸表の表示に関する会計基準は、表示に関する一般的・包括的な原則や要件を定めることを目的とすべきであり、非継続事業については別個の会計基準によりその定義や取扱を定めるべきであると考えます。</p>
(4) 非継続事業をどのように定義することが適切と考えますか。	<p>非継続事業は、論点整理第 42 項に記載の 2 要件により定義することが適切であると考えます。質問(3)の回答に記載した趣旨に照らして、区分表示すべき非継続事業は過度に詳細である必要はないため、事業セグメントを基礎とすることが妥当である。</p>
(5) 当期に新たに非継続事業に該当することとなった事業について、過年度の損益計算書でも非継続事業として遡及再表示すべきですか。	<p>非継続事業に係る過年度情報について遡及再表示すべきである。継続事業(及び非継続事業)について時系列比較を可能とする情報は、利用者による将来予測に資する。なお、質問(3)の回答と同様の理由により、遡及再表示すべき財務情報には経営成績だけでなく財政状態等も含めるべきである。</p>
【論点 3】売却目的保有の非流動資産及び処分グループの貸借対照表における区分表示	
(6) 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループを貸借対照表上で区分表示することに賛成ですか。	<p>売却目的保有の非流動資産及び処分グループは、継続して使用する他の非流動資産等とは、保有目的も将来キャッシュ・フローへの影響の及び方も異なるため、貸借対照表において区分表示することに賛成する。但し、その定義や取扱は財務諸表の表示に関する会計基準とは別に定めるべきである。</p> <p>【詳細】</p> <p>売却目的保有の非流動資産及び処分グループについては、その実現方法に鑑みて売却価額を基礎として測定することが適切である(帳簿価額と売却費用控除後公正価値のいずれか低い方で測定に異論はない)。また、継続して使用する他の非流動資産等とは、保有目的も将来キャッシュ・フローへの影響の及び方も測定方法も異なるため、売却目的保有の非流動資産及び処分グループ</p>

論点の項目	コメント
	<p>ブは貸借対照表において区分して表示すべきである。この際、これらの資産または処分グループは1年以内に処分されること、または取得当初から売却目的であることが前提となっていることに鑑みて、流動区分に表示することが望ましい。</p> <p>なお、売却目的保有の非流動資産及び処分グループに係る測定方法については、現行基準においても実質的には帳簿価額と売却費用控除後公正価値のいずれか低い方で測定と概ね変わらない結果になると考えられる。すなわち、売却目的保有への振替時に減損会計を適用すれば、帳簿価額と回収可能価額のいずれか低い方で測定となり(回収可能価額は概ね売却費用控除後公正価値に等しいと考えられる)、残存価額を減損後帳簿価額とすれば減価償却は行われぬ。しかしながら、残存価額を適切に改訂せず(例えばゼロ)、残存耐用年数は1年内という極めて短い期間に変更した場合、その後の四半期末において、売却価額から著しく乖離する方向での減価償却計算が行われることとなり不合理である。従って、非流動資産または処分グループを売却目的保有に振り替える際には、減損会計を適用するとともに、残存価額の変更を適切に行うべきであることについて、注意喚起することが望ましい。</p> <p>また、財務諸表の表示に関する会計基準は、表示に関する一般的・包括的な原則や要件を定めることを目的とすべきであり、売却目的保有の非流動資産及び処分グループについては別個の会計基準によりその定義や取扱を定めるべきであると考えられる。</p>
【論点4】損益の段階別表示	
(7) 損益の段階別表示について短期的に見直しが必要と考える点がありますか。	損益の段階別表示について短期的には見直し不要であると考えられる。但し、特別損益に含めるべき項目については、企業の業種や特性を踏まえたより実質的な判断を促すことが望ましい。
【論点5】損益項目の性質別開示	
(8) 損益項目の性質別開示を短期的に導入する必要があると考えますか。	現行の開示においては、連結売上原価の内訳に関する情報が乏しいため、その主要項目を性質別に開示することが望ましい(但し、中長期的な課題とも考えられる)。また、マクロ経済動向との関連性の観点から、粗付加価値またはこれを算出可能とする情報に係るニーズがないかを検討して頂きたい。
【論点6】貸借対照表における流動固定区分と表示科目	
(9) 貸借対照表における流動固定区分と表示科目について、短期的に見直しが必要と考える点がありますか。	貸借対照表における流動固定区分と表示科目について、短期的な見直しは概ね不要であるが、売却目的保有の非流動資産及び処分グループを区分表示することとした場合には、これらが流動区分に表示されるよう手当てすることが望ましい。
【論点7】その他	
(10) 【論点7】に記述されている項目の中で、短期的に見直しが必要	コンバージェンスの進展やアダプションの可能性に鑑みて、財務会計のベースにある概念や考え方に係る理解がさらに重要性を増すと考えられる。従って、財務諸表の目的や

論点の項目	コメント
と考えられる項目はありますか。	一般的特性を、会計基準において明示的に示す必要があると考える。
質問以外の項目	
財務諸表等規則の様式について	財務諸表等規則の様式は、財務諸表の理解可能性及び比較可能性に大きく寄与していると考えられるため、今後とも維持すべきである。また、国際的な議論の場においても、この様な優れた様式の有用性について意見発信することが望ましいと考える。
英文財務諸表の表示について	英文財務諸表の作成実務においては、企業会計原則や財務諸表等規則に合致しない表示方法を採用した上で、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準への準拠を表明する事例が散見される。この様な状況は、日本基準に対する信頼性を損なう要因ともなりかねないため、一定の指針を提示することが望ましい。

論点の項目	コメント
第2部 IASB と FASB の予備的見解における主な論点(フェーズB 関連)	
【論点 A】財務諸表の表示の目的(一体性の目的・分解の目的・流動性及び財務的弾力性の目的)	
<p>DP に掲げられている財務諸表の表示の目的(一体性の目的等)により、企業の財務諸表で提供される情報の有用性が改善し、財務諸表利用者がより適切な投資意思決定を行うために役に立つことになりませんか。</p>	<p>DP に掲げられている財務諸表の表示の目的は、会計基準本文に記載すべき程の普遍性や包括性を有していないため、有用性改善に資するとは必ずしも言えない。それらは、財務諸表の表示の目的というよりも、今回の改定の目的や方針を示すものであるため、記載するのであれば序文、結論の根拠または付属情報にとどめるべきである。</p> <p>【詳細】</p> <p>財務諸表の目的と財務諸表の表示の目的は、極めて密接な概念であるため、これらをあえて区別することが有意義であるか否か不明であるが、仮に両者を区別して整理すれば、以下のようになるだろう。</p> <p>(財務諸表の目的)</p> <p>財務諸表の目的は「財務諸表を利用して意思決定を行う幅広い利用者に有用な情報を提供すること」であり、これをより具体的にしたり、特定の視点から見た場合には、以下のような表現になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値を算定する際に有用な情報を提供する。</li> <li>・経営者による受託責任の履行結果を示す。</li> <li>・企業の将来キャッシュ・フローを予測する上で有用な情報を提供する。</li> <li>・企業の流動性及び財務的弾力性を評価するにあたり役立つ情報を提供する。</li> </ul> <p>(財務諸表の表示の目的)</p> <p>財務諸表の表示の目的は「上記財務諸表の目的を達成するように財務諸表を表示すること」であり、別の表現を用いれば以下ようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に表示する。</li> <li>・理解可能性や比較可能性を確保する。</li> <li>・企業の財務の全体像を表わす。</li> <li>・重要性に応じて集約または区分する。</li> <li>・体系的に表示する。</li> </ul> <p>上記を踏まえて、DP に掲げられている財務諸表の表示の目的について、各項目別にコメントする。</p> <p>(a) 企業の活動の一体性のある財務の全体像を表す・・・財務の全体像を表すことを財務諸表の表示の目的に含めることには賛成するが、一体性を満たすことが必ずしも全体像を表すことを達成するとは限らないため、両者は分割すべきであると考え。また、一体性のある表示についても賛成するが、財務情報を複数の計算書に分類して表示すべき旨が不足していると考え。すなわち、各計算書間の一体性が必要となるのは、その前提として財務情報を、ストックかフローか、所有者との取引によるものかそれ以外か、発生主義によるものかキャッシュ・フローか等といった情報の性質に基づいて財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書といった各計算書(または注記)に分類しているためである。従って、一体性の目的を掲げる前に、各計算書への分類を掲げる必要がある。なお、一体性の目的が直ちにラ</p>

論点の項目	コメント
	<p>イン・バイ・ラインでの一体性の要求につながるとは考えていない。</p> <p>(b) 企業の将来キャッシュ・フローを予測する上で有用となるように、情報を分解する。…企業の将来キャッシュ・フローを予測する上で有用となるように表示することは、財務諸表の表示の目的であると言えるが、財務諸表の目的は、将来キャッシュ・フロー予測に有用な情報を提供することに限定されないため、当該部分は削除すべきであると考え。また、情報の分解には賛成するものの、情報を分解することが有用性の向上につながることもあれば、情報を集約することが有用性の向上をもたらすこともあるため、情報を集約すべき旨や集約と分解の適切なバランスを図るべき旨が不足している。そもそも財務諸表は、多面的で有機的な企業活動を財務の面から体系的・構造的な方法に基づいて要約したものである。その様な財務諸表が求められるということは、過度に詳細な記述よりも概観を俯瞰することを可能とする情報の集約が利用者のニーズに合致していることを示している。従って、分解の目的は集約と分解、及びそのバランスに係る目的に変更すべきであると考え。</p> <p>(c) 利用者が企業の流動性及び財務的弾力性を評価するに当たり役立つ…企業がどの程度、資金流動性や資金調達能力を保持しているかについては、財務諸表等を分析した結果として利用者が判断すべき事項である。従って、利用者が企業の流動性及び財務的弾力性を評価するに当たり役立つ情報を提供することは、財務諸表の目的に含まれる事項であり、当該項目は財務諸表の表示の目的から削除すべきである。</p> <p>DP に掲げられている財務諸表の表示の目的には、財務諸表の目的とすべき概念や表現が含まれる一方、財務諸表の表示の目的ではあるが片手落ちとなっている部分もあり、会計基準本文に記載すべき程の普遍性や包括性を有していないと考えられる。それらは、財務諸表の表示の目的というよりも、単に今回の改定の目的や方針を示しているにすぎないため、記載するのであれば序文、結論の根拠または付属情報にとどめるべきである。</p>
【論点 B】事業セクションと財務セクションの区分	
<p>事業セクションと財務セクションに区分することで、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも投資意思決定に有用となる情報が提供されることになりますか。</p>	<p>財務情報を営業活動、投資活動、財務活動に分類して表示することは、企業の実態を把握しやすくし、特に関心が高いと考えられる営業活動に焦点を当てやすくするため、現行の様式よりも有用な情報を提供すると考える。但し、明確な分類ができない項目を営業カテゴリーに含めないよう「その他セクション」を設けるべきである。</p>
【論点 C】マネジメント・アプローチ	
<p>マネジメント・アプローチは、財務諸表利用者に対して企業に関する最も有用な概観を提供することになりますか。</p>	<p>企業の状況を最もよく知る経営者の判断により、財務諸表が実態をより忠実に表現することになると考えられるため、マネジメント・アプローチは財務諸表利用者に対して企業に関する最も有用な概観を提供すると考える。但し、一定の比較可能性を確保するため、セクション/カテゴリーへの分類に関するより詳細な指針が望まれる。</p>

論点の項目	コメント
<p>分類に関するマネジメント・アプローチから生じる財務諸表の比較可能性の減少は、当該アプローチの便益を上回りますか。</p>	<p>経営者の判断に基づかない分類は、企業の実態を歪めて表示することにつながるおそれがあるため、マネジメント・アプローチによる比較可能性の減少は、当該アプローチの便益を下回ると考える。但し、一定の比較可能性を確保するため、セクション/カテゴリーへの分類に関するより詳細な指針が望まれる。</p>
<p>【論点 D】各セクションにおける資産及び負債の純額表示</p>	
<p>事業セクション及び財務セクションで資産と負債の両方を表示するため、資産及び負債は各セクションで純額表示されることとなります。表示におけるこの変更と包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における事業活動及び財務活動の区分とが一体となって、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも投資意思決定に有用となる情報が提供されることとなりますか。あるいは、現行の財政状態計算書のように、まずは構成要素別（資産、負債及び資本）に区分し、次に各構成要素を事業セクションと財務セクションに区分する方がよいですか。</p>	<p>企業活動の内容に従って財務情報をセクション/カテゴリーに分類する趣旨に鑑みて、セクション毎に純額を表示することは、有用性を向上させると考える。但し、資産、負債、資本それぞれの合計額も極めて重要な情報であり、引き続き財政状態計算書において表示されるべきである。</p>
<p>【論点 E】事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義</p>	
<p>事業セクション及び事業セクション内の営業カテゴリーと投資カテゴリーは適切に定義されていますか。</p>	<p>事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーは概ね適切に定義されている。但し、最も重要な営業カテゴリーに明確な分類ができない項目を含めないよう「その他セクション」を設けるべきである。また、一定の比較可能性を確保するため、例えばリース債務はいずれのセクションに分類すべきか等、より詳細な指針が望まれる。</p>
<p>【論点 F】財務セクション及び財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーの定義</p>	
<p>財務セクション及び当該セクション内の財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーは適切に定義されていますか。財務セクションに分類される資産及び負債は、金融資産及び金融負債に限定すべきです</p>	<p>財務セクション及び財務資産カテゴリーと財務負債カテゴリーは概ね適切に定義されている。但し、一定の比較可能性を確保するため、例えばリース債務はいずれのセクションに分類すべきか等、より詳細な指針が望まれる。</p>

論点の項目	コメント
か。	
【論点 G】収益及び費用項目の分解	
<p>企業の将来キャッシュ・フローの予測に係る情報の有用性が高まる場合には、機能別、性質別又は両方により、収益、費用、利得及び損失を包括利益計算書の各セクション及びカテゴリー内でさらに分解しなければならないと提案されています。こうした分解を行うことで、財務諸表利用者にとって投資意思決定に有用な情報が提供されますか。</p>	<p>現行の国際財務報告基準や米国会計基準の開示においては、売上原価や販管費等の営業費用の内訳に関する情報が乏しいため、それらの主要項目を機能別・性質別に開示することが望ましい。また、マクロ経済動向との関連性の観点から、粗付加価値またはこれを算出可能とする情報に係るニーズがないかを検討して頂きたい。</p>
【論点 H】キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成	
<p>営業キャッシュ・フローの直接法による表示により、間接法よりも投資意思決定に有用な情報が提供されますか。あるいは、現行の間接法によっても十分に投資意思決定に有用な情報が提供されていますか。</p>	<p>営業CFの間接法による表示により、財政状態や経営成績との関連性(例えば一過性の運転資本の増減に伴うCF)の把握が可能となるため、直接法よりもむしろ有用な情報を提供すると考えられる。従って、直接法を廃止し、間接法に一元化すべきである。なお、税前純利益ではなく営業利益から開始した方がより望ましいと考えられる。</p>
<p>営業キャッシュ・フローを表示するために直接法を用いることに関連して、どれだけの費用を考慮しなければならないのですか。</p>	<p>[回答なし]</p>
【論点 I】キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表	
<p>キャッシュ・フローを包括利益に調整し、包括利益を4つの構成要素に分解する調整表を財務諸表の注記で表示しなければならないと提案されています。この調整表によって、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性</p>	<p>提案されている調整表は財政状態計算書との関連性が不明確であり利用者の理解に資するとは言えない。また、調整表は「包括利益及びキャッシュ・フローに係る統合計算書」と位置付けるべきレベルのものであり、その導入には慎重な議論が必要である。</p> <p>【詳細】 キャッシュ・フロー計算書を間接法により表示すべきとの立場であるため、調整表は不要と考える。しかし、仮に直接法を採用した場合であっても、以下の理由により、調整表の開示が財務諸表利用者</p>



論点の項目	コメント
<p>について財務諸表利用者の理解が深まりますか。調整表を提供することのコストとベネフィットを比較して、ベネフィットがコストを上回ると考えられますか。</p>	<p>に有用な情報を提供するとは考えられない。</p> <p>包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び調整表がそれぞれ開示された場合、財務諸表利用者は類似する情報が重複して開示されていることにより混乱するおそれがある。従って、仮に調整表を開示するのであれば、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書を廃止し、注記事項としてではなく「包括利益及びキャッシュ・フローに係る統合計算書」として開示すべきである。</p> <p>調整内容と財政状態計算書項目に係る変動との関連性が不明確であり、間接法によるキャッシュ・フロー計算書に比して財務諸表利用者の理解は低減すると考える。なお、DP に例示されている Tool Co の調整表に関して、顧客からの収入合計の再測定以外の調整項目(C列)と、財政状態計算書の関連項目の変動との整合性を確認することができなかった。</p> <p>4つの構成要素の内容は(もしその情報へのニーズが高いのであれば)、損益からキャッシュ・フローへの調整として開示すべきものというよりも、むしろ包括利益計算書の表示方法を現行の機能や性質に基づく区分から認識方法や測定方法等に基づく区分へと大きく変更した方が有用かもしれないことを示唆するものである。</p>
質問以外の項目	
<p>財政状態計算書における長短分類または流動固定分類について</p>	<p>財政状態計算書を各セクション/カテゴリーに分類した上で、さらに長短分類または流動固定分類を行うことは、表示が複雑になりすぎるため、多くの場合は有用性を低減させると考える。</p>
<p>財務諸表の利用方法について</p>	<p>財務諸表における開示情報はその利用方法に基づいて決定されるべきであり、国際的な会計基準を設定する際には財務報告の具体的な利用方法(分析モデル)に係る想定が必要である。分析モデルは利用者や学術研究者によって提示されるべきだが、参照できる適切なモデルが存在しないのであれば会計基準設定主体が作成すべきである。</p> <p>【詳細】</p> <p>財務諸表において開示すべき情報の内容や表示方法、開示によるベネフィットとコストの比較は、利用者による経済的意思決定のプロセスにおいて、財務諸表がどの様に利用されているかを基礎として決定されるべきである。</p> <p>慣行や規制等が異なる国や地域、産業の垣根を越えて、国際的に共通して適用すべき会計基準を設定する際には、利用者がどの財務情報を用いてどの様な分析手法をどの程度詳細なレベルで行っているか(分析モデル)についての共通の理解や想定が必要であると考えられる。フレームワークや会計基準や DP 等において、時折、財務諸表の利用方法に関して言及していることがあるが、それらは包括的でなく、体系的でもないため、アドホックで反証可能性に乏しいとの印象を受ける。</p> <p>財務諸表は広範な利用者によって利用されることが想定されているため、利用者が使用する分析モデルの提示には困難が伴うであろう。しかし、会計基準の開発や財務諸表の作成に当たって想定すべき代表的な分析モデルを提示することは、財務諸表作成者、利用者、監査人その他の関係者の間における意見調整を行う上で極めて有用と考えられる。</p>

論点の項目	コメント
	<p>この様な分析モデルは、主として財務諸表利用者や学術研究者によって作成・提示されるべきものである。そして会計基準設定主体は、提示されたモデルの中から多くの利害関係者によって妥当と認められるモデルを選定・表明する方法が望ましい。しかし、参照可能で一般に妥当と認められる分析モデルが存在しないのであれば、会計基準設定主体が作成することも検討すべきである。</p>